

# <ふるさと納税 寄附金控除の計算方法>

平成27年11月1日現在

(個人住民税 平成28年度からの適用内容)

## 個人住民税

次の合計額(①+②)が、翌年度の個人住民税額から税額控除されます。

- ① (寄附金額-2,000円) × 10% (町民税 6%・県民税 4%)  
② (寄附金額-2,000円) × (90% - 所得税等の税率(下記表 A))
- ①+②の合計額を  
翌年度の住民税から税額控除

(注1) ②の額については、住民税所得割額の2割が上限となります。

(注2) ①と②の合計で減額対象となる寄附金額と地方公共団体以外に対する寄附金と合わせた合計額は総所得金額等の30%が限度です。

## 所得税

その年に寄付した金額の合計額から2,000円を減じた額が、所得金額から所得控除されます。

- ③ (寄附金額-2,000円) × 所得税等の税率(下記表 A) … 控除される所得税相当額

(注3) ③による減税対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。

(確定申告をしない方)

寄附金税額控除に係る申告特例の手続きをされた場合は、翌年度の住民税から上記の所得税相当額が控除されます。

【表 A】 所得税等の税率 … 寄附者に適用される所得税と復興特別所得税の税率

所得税の課税所得金額	所得税等の税率
0円～195万円まで	5.105%
195万円超～330万円まで	10.21%
330万円超～695万円まで	20.42%
695万円超～900万円まで	23.483%
900万円超～1800万円まで	33.693%
1800万円超～4000万円まで	40.84%
4000万円超～	45.945%